

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十五号について採決いたします。
本案に対する各委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十五号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第六議案第八十六号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、議案第八十六号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者からの説明の後、質疑に入りましたところ、特別質疑もなく、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第七議案第八十七号昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、議案第八十七号昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)の審査の概要を報告させていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者より説明の後、質疑に入り、委員より、水道事務所の増築可能となった経緯についての質疑に対し、理事者より、執務の効率化の面から東京都に対して、当初予算のたびにワンフロアで仕事ができるよう要望を重ねてきた結果、予算がついたためであるとの答弁があり、また、委員より、光熱水費の差益還元九百万円の使途につい

ての質疑に対して、理事者より、特に東京都の指示がないので有効に使いたいとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第八陳情第六十一―八号東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 井上寅吉君登壇）

○総務委員長（井上寅吉君） 御指名でございますので、陳情第六十一―八号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

（陳情審査報告書） 別添参照

本陳情書は、東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関するものであります。

本陳情書につきましては、去る九月五日の委員会において審査をいたしました。

委員より、どうして三多摩の学校を統廃合するのか都の意向もわからない。このような学校は三多摩にあってほしい。しかし、もう少し調査したいとの意見があり、なお引き続き継続して審査することといたしました。

その後、十月十一日に委員会を開催し、前回に続いて審査をいたしました。

まず、事務局長より、他市の状況等について説明を受けた後、委員の方々の意見をお願いいたしました。委員より東京都は二部を引き上げてしまおうという意見表示をはっきりしているのかとの質問があり、事務局長より、まだ確認がとれていないとのことでした。また、委員より、この二部を置いてもらわなければ困るのだが、学生がいなくては存続不可能になってしまう。市でPRをしなくてはもったいない。もっと細かく説明ができるような資料が欲しいので継続してほしい。また、他の委員からも調査のため継続してほしいとの意見もあり、また、委員より、人員の確保など経営者が考えるべきであり、やはり二十六市全体が存続してほしいという形になれば、都でも人材の確保や教育体制の充実を真剣に思うので、市民の側に立ったら採択してほしいとの意見もありましたが、何分にも資料不足ということで、再度継続して審査することといたしました。

今月十二日、委員会におきまして三たび審査をいたしました。

冒頭に事務局長より他市の状況、資料について説明があり、その後、意見等お伺いいたしました。委員より、調査によって状況もわかったので、意図をくみ取り採択してほしいとの意見が出され、また、委員より、生涯教育の場として活用する方向でいくということ、これは大変有意義だと思う。ぜひ採択をしてほしいとの意見があった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり採択することに決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十一―十八号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六十一―十八号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(森田治男君) 日程第九陳情第六十一―十二号町会会館の補助等に関する陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星人君登壇)

○厚生委員長(赤星人君) 御指名がございましたので、陳情第六十一―十二号町会会館の補助等に関する陳情書について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

まず、委員からの発言に対し、理事者側より、仮に福東会館における年間経費は、地元の運営委託料や光熱水費等を含め約六十万円となっている。三十五町会の会館運営はまちまちであり、このうち借地となっているのは十九町会である。今後、更新料等が考えられるのは約三分の一程度と思われる。こうした会館に対してそろそろ見直す時期に来ているものと考えている。このような答弁がありました。

さらに、各委員より、会館の実態もさまざまあるが、不公平が生じないよう留意するとともに、設置当時より時代も大きく変わっており、地域住民の福祉向上のためにもぜひ公設民営の形で理事者側も努力願ひ、本陳情書の趣旨も十分理解できるので採択願ひたい。

このような意見が多数あり、本陳情書は、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十一―十二号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六十一―十二号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(森田治男君) この際、日程第十及び日程第十一の二件を一括して上程いたします。

日程第十 陳情第六十一―十四号福生市に非核都市宣言を求める陳情書

日程第十一 陳情第六十一―十五号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書

の二件を一括して議題といたします。

本二件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、陳情第六十一—十四号及び陳情第六十一—十五号、以上二件につきましては一括審査いたしました関係上、このように報告させていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

まず、本二件に対する意見等の発言をお願いしましたところ、委員より、昨年、ことしと同趣旨の請願や陳情がこのほか四件出されている。その審査においては、非核三原則の堅持に関する決議や世界平和都市宣言を行い、また、ことし市役所に平和都市宣言の塔も建てているので、十分意は達せられているということでは不採択となっている。この際、陳情二件も同様の趣旨であり審査の必要性はないと思うので、不採択にしてほしいとの意見がありました。

また、委員より、今回の陳情、特に陳情第六十一—十四号には自然保護の重要性も述べられ、内容、提出者も違っている。それが全部同じだというのは大変暴挙である。横田基地のあるところであるから核の問題が非常に重要になってくるのであり、平和都市宣言を行っていただければこそ非核都市宣言を行うべきであると思うので、ぜひ採択してほしいとの意見がありました。

その後、お諮りし、まず陳情第六十一—十四号について採決いたしました。賛成少数で不採択と決定いたしました。続いて陳情第六十一—十五号について採決いたしました。賛成少数をもちまして不採択と決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。まず、賛成者、十二番遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 陳情第六十一—十四号福生市に非核都市宣言を求める陳情書並びに陳情第六十一—十五号

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書について賛成の討論を行いたいというふうに思います。

ただいまの井上委員長の報告にもありましたとおり、総務委員会におきましてこの二つの陳情につきましては議論がありました。その中で、私の方が主張いたしましたのは、陳情第六十一—十四号については特にそうですけれども自然保護の問題をうたいながら、地球がどんなに大切かということを訴えています。また、陳情第六十一—十五号に関しましてはもうすけれども、横田基地があるこの福生市であるからこそ非核都市宣言を行うべきではないかというのを訴えているわけです。

このことは先般にも一度申し上げたことがありますけれども、今、地方自治体の中で、三千三百とされていますけれども、一番宣言の多いというのは交通安全都市宣言なんです。これがほぼ八割ぐらいの市や町で行われていると思います。実はその次に多いのが非核都市宣言なんです。そういうことから言いますと、全国の自治体の中では大変に非核都市宣言というのは皆さんの注目を集め、なおかつ重要なものだということに言われていると思うんです。特に、平和宣言との関連から言いますと、非核都市宣言が、やはり行われているのは、ここ両三年のことなんです。今の交通安全都市宣言というのは綿々と長い間に八割もの都市が行っているわけですけれども、実に、この三年ぐらの間に非核都市宣言というのは急激にふえてきたわけです。それは、総務委員会の中の反対討論の中にあつた意見の平和都市宣言とは、やはり少し異なった性格を持っているということが言えると思うんですね。

平和都市宣言をしているからこそ非核都市宣言はさらにすべきではないかというのが私の意見です。恐らく提出者二人の方の意見ではないかというふうに思っています。そういう意味から言いますが、平和都市宣言を行っている福生市であればこそ、非核都市宣言はさらに行うということが議会として正しい態度ではないか、あり方ではない

かというふうに思います。

そういう意味で、この二つの陳情に関する、ぜひ皆さんの御賛成をいただきたいという討論を行っていききたいと思います。以上です。

○議長（森田治男君） 次に、賛成者、十一番原 敏子君。

（十一番 原 敏子君登壇）

○十一番（原 敏子君） 陳情第六十一—十五号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書について賛成討論を行います。

現在、核兵器が米ソ両国を中心に五万発も貯蔵されています。日本は、特に日米軍事同盟のもとでアメリカの核戦略に深く組み込まれております。日本が、地域が核戦場になり得る危険性が高まっています。特に、日本は世界で初めての被爆国であり、あの広島・長崎の惨事を絶対に繰り返さないためにも核兵器の廃絶を実現しなければならいと考えます。この陳情にも書かれていますように、広島、長崎からのアピール署名は二千万人以上の人が署名しており、核廃絶は今や国民の願いであります。

危険な横田基地を抱える当福生市において、非核・平和福生市宣言を行うことは福生市民の願いだけではありません。全国各地で非核宣言の自治体がふえ続けています。

こういう状況を踏まえ、福生市に非核・平和宣言をしてほしいというこの陳情は、毎議会に提出されています。このことは、市民の平和にかける願いがそれほど強いということではないでしょうか。

総務委員会の審議の結果は、すでに世界平和都市宣言や非核三原則堅持に関する意見書が議決してあるので十分であるというふうに報告されていますが、陳情者は、そのことを十分承知しており、その上に立ってさらに非核・平和福生市宣言をしてほしいと願っています。

横田基地を抱える福生市民の願いにこたえていただきますよう私からのお願いをいたしまして、私の賛成討論いたします。

○議長（森田治男君） 以上で討論を終わります。

これより本二件について個別に採決いたします。

まず、陳情第六十一—十四号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十一—十四号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田治男君） 起立少数であります。よって陳情第六十一—十四号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情第六十一—十五号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十一—十五号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田治男君） 起立少数であります。よって陳情第六十一—十五号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第十二議案九十三号東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（七番 井上寅吉君登壇）

○七番（井上寅吉君） 御指名によりまして、議案第九十三号東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する意見書につきまして、提案の説明をさせていただきます。

本案は、先ほど採択されました陳情第六十一―八号に関連する意見書でありまして、東京都の長期計画懇談会における報告書によると、商科短大のあり方を検討し、社会人の生涯学習として活用できるよう整備をするということ、また、商科、立川両短大を統合して内容の充実を図るとされておりますが、いずれ将来は移転の方向に向かうのではないかと懸念されております。

三多摩地区に密着した唯一の高等教育の機関であり、昭島市の商科短大を都心部に移転することとなると、在校生はもとより三多摩に居住する向学心に満ちた若人たちの専門的知識修得や教育をひとしく受けることができる機会も失われるおそれも考えられることから、将来にわたってこの昭島校舎を存続すべきであると考え、本意見書を提出した次第であります。

よろしく御理解を賜り、原案のとおり御可決くださいますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十三号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（森田治男君） この際、お諮りいたします。

先ほど追加日程といたしました議案第九十四号並びに議案第九十五号を先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号及び議案第九十五号を先議することに決定いたしました。

追加日程第一議案第九十四号三多摩市町村と都区内市外局番号・料金等に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（二十番 指田保雄君登壇）

○二十番（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、ただいま議題となっております議案第九十四号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

私どもが日常、伝達の手段として使っております電話の市外局番は、三多摩地域内では七局に分かれており、そのために隣接市町村に電話をかける場合、局番が異なると市外料金となって、都区内の〇三局一局に比べて非常に割高な料金となっているのが現状であります。

例えば二三三区の〇三局内なら遠近関係なく十円で百八十秒――三分かけられますが、当市の〇四二五局からですと三十秒しかかけられないわけでありまして、同じ都民でありながら、都区内に比べて三多摩地域は冷遇されており、まさに三多摩格差の最たるものであると言わざるを得ません。

また、さらに最近における情報化社会の進展は目覚ましく、その上、高度化されつつあり、電話に対する利用回数は今後ますます高くなっていくことは間違いございません。

このような時代の趨勢を踏まえて、三多摩格差の解消や料金の低廉化について監督する立場にある国側において、

日本電信電話株式会社に対して強く指導するよう本意見書を提出した次第であります。

よろしく御理解を賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 追加日程第二議案第九十五号福生市長の給料の特例に関する条例を議題といたします。

この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。

○市長（田村匡雄君） ただいまの議案第九十五号につきましては、私の一身上の件でございますので、お許しをいただきますして退席をしたいと思います、よろしくお願いいたします。

（市長 田村匡雄君退場）

○議長（森田治男君） 市長の発言は終わりました。

引き続き、本案について、提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきましたので、議案第九十五号福生市長の給料の特例に関する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

御承知のように、本年四月、柳山公園において市職員が公務中に死亡事故を起こしました。その間、多くの市民に御迷惑をかけ行政の信用を失墜したことは、まことに残念であり、その責任を痛感しているものであります。かかる

状況を踏まえまして、福生市長の給料を一定期間減額するため、本条例を提案するものであります。条例の内容でございますが、本条例は時限条例でありまして、福生市長の給料月額、現行六十五万円を一〇％減額

いたしました。月額五十八万五千円としようとするものであります。この条例は、昭和六十二年一月一日から施行し

附則といたしまして、その適用期間を規定したものでありまして、何とぞ原案どおり御決定くださいますようお願い

以上、甚だ雑駁ではございますが、慎重御審議をいただきまして、

いを申し上げます、説明といたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（遠藤洋一君） 提案そのものに異議があるということではありませんけれども、僕が議員になってからこの七年八カ月近くなりますけれども、市長の減給処分というのは初めてだったんですけれども、福生市になりましたから、あるいは福生町時代を通して、市長さん、町長さんという形でこのような処分というのが、かつてあったのかということだけ伺っておきたいと思えますけれども……

○助役（古谷徳男君） 自席からお答え申し上げます。

私が知っている範囲では、今までこういう例はございません。以上です。

○十二番（遠藤洋一君） そうですか。となれば大変に重要なことですので、市長さんからお話があるでしょうけれども、やはり重大なことに受けとめざるを得ないという感じがします。以上です。

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十五号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は、原案のとおり可決されました。

（市長 田村匡雄君入場）

○議長（森田治男君） 日程第十三閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

建設委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第十四特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和六十一年第四回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後零時四分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

議員

議員

議員

議員

森田 治男
田村 匡雄
尾崎 宗次
林 正信
原 博
在 田

議案第九十三號

東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和六十一年十二月十九日

提出者 井上寅吉

賛成者 林 田 武

11

11

11

11

11

11

田	東	仲	遠	上	村	林	井
村	田	村	藤	野	野	田	上
市	正	清	洋	重	和		寅
郎	治	信	一	勝	郎	武	吉

福生市議会議長

森田治男殿

東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する意見書

東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎は、三多摩地区における高等教育機関として設置されている貴重な夜間課程であり、多くの勤労学生が勉学にいそしんでいるところである。

この商学科二部を経営学科と統合し、都心部への移転計画があると仄聞しているが、この計画が実施されると必然的に三多摩地区の学生は、通学が困難となることは明らかであり、教育上の見地からも移転計画は看過できるものではない。

よつて、当市議会は、勤労学生の勉学の機会を奪う商学科二部の統合・移転に反対し、現状どおり存置されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十一年十二月十九日

福生市議会議長

森 田 治 男

東京都知事
東京都教育委員会委員長

殿